

西東京市伝統文化等継承事業補助金交付要綱

**第1 目的**

この要綱は、西東京市における伝統芸能、民俗芸能、文化財等の伝統文化を後継者が受け継ぎ、地域に根付かせ継承する事業（以下「伝統文化等継承事業」という。）を行う団体に対して、補助金を交付することによって、伝統文化等継承事業を推進し、もって市民の郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成及び地域の連携を図ることを目的とする。

**第2 補助対象団体**

補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体（実行委員会を含む。）で、第3に規定する事業を行うものとする。

- (1) 市内に活動拠点があること。
- (2) 一定の活動実績があり、当該伝統文化等継承事業を継続的に取り組むことができる見込みがあること。
- (3) 団体の規約を有し、代表者及び所在地が明らかであること。
- (4) 会計経理が明確であること。

**第3 補助対象事業**

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付による効果が期待できる伝統文化等継承事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 西東京市の歴史の中で培ってきた事業で、継承を行うことが必要と認められる事業
- (2) 過去に西東京市で実施されていた事業で、復活・発掘を行うことが必要と認められる事業
- (3) 西東京市で実施されている事業で、継承を行うことが地域の伝統文化の発展に寄与すると認められる事業
- (4) その他市長が認める事業

2 補助対象事業は、4月1日から翌年3月31日までにを行うものとし、1補助対象団体につき、1事業とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業としない。

- (1) 国庫補助金、東京都補助金及び市の他の補助金の交付を受けた事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的として実施する事業
- (3) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体が関与する事業
- (4) 特定の個人又は団体の利益の増進を目的として実施する事業

**第4 補助対象経費**

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるとおりとする。

**第5 補助金の額**

補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業に要する補助対象経費の額とし、10万円を上限とする。

**第6 補助金の交付の申請**

補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 申請団体の規約又は会則
- (5) 今後3年間の活動予定
- (6) これまでの活動実績の分かる書類（前年度の事業報告書及び決算書、写真等印刷物、新聞記事等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

**第7 補助金の交付の決定**

市長は、第6の規定による申請があった場合は、その内容について別に定める選定委員会で審査

- し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書により、当該申請団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査を行い、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書により、当該申請団体に通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項に規定する補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付することができる。

#### 第8 補助金の申請の撤回

第7第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「補助決定団体」という。）は、同項の規定による通知を受領した場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請を撤回することができる。

#### 第9 補助金の請求及び交付

補助決定団体は、補助金の交付に係る請求書により市長に補助金の請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 第10 申請事項の変更等の承認

補助決定団体は、補助金の交付の決定後に補助金の交付の申請内容に変更が生じたときは、申請事項変更届出書を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の申請事項変更届出書が提出されたときは、補助金の交付の申請の内容に係る変更の承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の申請の内容に係る変更の承認の可否を決定したときは、申請事項変更承認・不承認通知書により補助決定団体に通知するものとする。

#### 第11 事故報告

補助決定団体は、補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告しなければならない。

#### 第12 実績報告

補助決定団体は、補助決定事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる当該事業に関する書類を市長に提出し、実績報告をしなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収書の写し又はレシートの写し
- (4) 補助決定事業の実施状況の分かる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### 第13 補助金の額の確定

市長は、第12に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、当該補助決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助決定団体に補助金交付額確定通知書により通知する。

#### 第14 精算書の提出

第13に規定する通知を受けた補助決定団体は、補助金の交付を受けた額と確定した額が異なるときは、直ちに精算書を市長に提出し、過払いがあった場合は市長に返還しなければならない。

#### 第15 交付の決定の取消し及び返還

市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定若しくはそ

の他法令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

#### 第16 その他

補助金の交付に関し必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）に定めるところによるほか、市長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

##### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の西東京市伝統文化等継承事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった西東京市伝統文化等継承事業補助金（以下「補助金」という。）から適用し、同日前に申請のあった補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 別表（第4関係）

科目	内訳
報償費	(1) 講師、出演者等への謝金（補助対象団体の構成員を除く。） (2) オンライン配信オペレーター等への賃金（補助対象団体の構成員を除く。）
旅費	(1) 補助対象事業の本番前後に要する講師等の交通費（補助対象団体の構成員の交通費及びグリーン車料金、ファーストクラス料金等の特別料金を除く。） (2) 補助対象事業の本番の前日又は当日の宿泊費
需用費	(1) 補助対象事業の実施に必要な物品及び材料の購入費（補助対象事業の参加者、講師等への記念品及び補助対象団体の財産となる物品の購入に係る消耗品費を除く。） (2) レンタカー、トラック等の借り上げに伴う燃料費（個人が所有する車両等、用途の判断ができない燃料費を除く。） (3) チラシ、ポスター、無料のプログラム、台本等の印刷製本費
役務費	(1) チラシ等の発送、道具運搬等に係る通信・運搬費（車両レンタル等、用途の判断ができない通信・運搬費を除く。） (2) 振込み等の手数料 (3) 補助対象事業の実施に伴うウェブサイト等の開設に係るネットワーク回線使用料（補助対象団体が経常的に使用するウェブサイト等に係るネットワーク回線使用料を除く。） (4) イベント等の保険料
委託料	会場設営、撤去等委託料
使用料及び賃借料	(1) 補助対象事業の本番及びリハーサル（1回分）又は前日準備に係る会場、備品、衣装レンタル、著作権、駐車場等使用料（補助対象団体が自ら設置し、又は管理する会場施設で補助対象事業を行う場合の使用料を除く。） (2) マイクロバス、トラック等の借上料 (3) オンライン配信、録画等の配信・記録費
その他	その他補助事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの